

伊勢原市国民健康保険税の滞納世帯に係る被保険者証等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主に係る被保険者証の取扱いに関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者証 通常の被保険者証及び短期被保険者証を総称したものをいう。
- (2) 通常の被保険者証 短期被保険者証以外の被保険者証をいう。
- (3) 短期被保険者証 法第9条第10項の規定により通常の被保険者証の有効期限を短縮（6か月以内）したものをいう。

(短期被保険者証の交付)

第3条 前条第3号に規定する短期被保険者証を交付する世帯主は、当該年度の7月末日において、保険税を前年度以前通算12期以上にわたり滞納している世帯主で、納付相談に応じないもの又は納付指導において分納誓約若しくは分割相談したにもかかわらず不履行であり、当該保険税の履行に見込みがないものとする。

(被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付)

第4条 法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求め、同条第6項の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付する世帯主は、前条の規定により短期被保険者証の交付を受けた世帯主で、その後1年を経過した後において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 納付相談又は納付指導に応じない世帯主
- (2) 納付指導において分納誓約をしたにもかかわらず不履行であり、当該滞納世帯の所得等を勘案し、保険税の担税能力があると認められるにも関わらず、当該保険税を納付しない世帯主
- (3) 滞納処分を行う際意図的に差押えしようとする財産の名義変更を行う等により、滞納処分を免れようとした世帯主

(被保険者証の返還及び資格証明書の交付対象除外世帯主等)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、法第9条第3項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給及び省令第5条の5に規定する医療に関する給付（以下「公の医療給付」という。）を受けることができる世帯主である場合のほか、保険税を滞納している世帯主が、その世帯に属するすべての被保険者が次に掲げる条例に規定する医療費の助成（以下「条例の規定による医療費助成」という。）を受けることができる世帯の世帯主である場合は、当該世帯主に対し、被保険者証の返還請求及び資格証明書の交付を行わないものとする。

- (1) 伊勢原市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成11年伊勢原市条例第

12号)

- (2) 伊勢原市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年伊勢原市条例第20号)
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に被保険者証の返還請求及び資格証明書の交付が適当でないとするもの

2 市長は、法第9条第5項の規定により世帯主が被保険者証を返還した場合において、その世帯に属する被保険者の一部が前項に規定する公の医療給付又は条例の規定による医療費助成を受けることができる者若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者であるときは、その者に係る短期被保険者証及びその他の者に係る資格証明書を当該世帯主に交付するものとする。

(被保険者証の返還等)

第6条 市長は、省令第5条の7第1項に規定する通知の前に、あらかじめ、伊勢原市国民健康保険被保険者証返還請求予告等通知書(第1号様式)により保険税の滞納者に対し、被保険者証の返還を請求する旨を予告し、かつ、政令第1条に規定する特別の事情がある場合は、伊勢原市国民健康保険税の納付に係る特別の事情に関する届(第2号様式)により届け出るよう求めるものとする。

2 省令第5条の7第1項に規定する書面は、伊勢原市国民健康保険被保険者証返還請求書(第3号様式)とする。

3 市長は、前項の返還請求書による通知後、滞納している保険税について完納又はその2分の1以上の額の納付があったときは、伊勢原市国民健康保険被保険者証返還請求取消通知書(第4号様式)により、被保険者証の返還請求を取り消すものとする。

(特別の事情に関する届)

第7条 省令第5条の8第1項に規定する届書は、伊勢原市国民健康保険税の納付に係る特別の事情に関する届とする。

2 次に掲げる事項は、法第9条第3項に規定する政令で定める特別の事情に含まれるものとして取り扱うこととする。

(1) 政令第1条第4号に該当する場合

ア 通常の事業経営によって回復するまで相当の期間を要すると認められる損失があるとき。

イ アに該当する損失となる回収不能な債権を負ったとき。

(2) 政令第1条第5号に該当する場合

ア 収入が著しく減少し、保険税を一括して納付することにより生計の維持が困難となったとき。

イ 不慮の事故等により、保険税の納付が困難又は不能となったとき。

(公の医療給付等に関する届)

第8条 省令第5条の9第1項に規定する届出書は、伊勢原市公費負担医療等受給者届(第5号様式)とする。

2 公の医療給付による医療を受けることができる被保険者又は条例の規定による医療費助成を受けることができる被保険者の属する世帯の世帯主は、伊勢原市公費負担医療受給者届を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、伊勢原市公費負担医療等受給届により届け出ら

れるべき事項について、市が保有する公簿等により確認できるときは、前2項の届出を省略させることができる。

(資格証明書の交付に係る通知)

第9条 市長は、法第9条第6項の規定により被保険者証を返還した世帯主に資格証明書を交付するときは、伊勢原市国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 市長は、省令第5条の7第2項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされる世帯主に資格証明書を交付するときは、伊勢原市国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(短期被保険者証の交付世帯主への通常の被保険者証の交付)

第10条 市長は、短期被保険者証を交付した世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、通常の被保険者証を交付する。

(1) 滞納税額を完納したとき。

(2) 納付相談又は納付指導により、滞納解消のため努力していると認められるとき。

(資格証明書の交付世帯主への被保険者証の交付)

第11条 市長は、資格証明書を交付した世帯主が、納付相談又は納付指導の結果、分納誓約を行い、当該分納誓約に基づき6月以上の納付が確認できた場合は、資格証明書を換えて短期被保険者証を交付するものとする。

2 市長は、資格証明書を交付した世帯主の世帯に属する被保険者に公の医療給付又は条例の規定による医療費助成を受けることができることとなった者がいるとき若しくは入院等により医療費を負担することで著しく生活が困難になると見込まれるときは、その者に係る短期被保険者証を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、滞納している保険税が完納若しくは2分の1以上の額の納付があった場合又は新たに政令第1条に規定する特別の事情があると認められた場合は、通常の被保険者証を交付するものとする。

(保険給付費の一時差止め世帯主)

第12条 法第63条の2第1項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め(以下「保険給付の一時差止め」という。)を行う世帯主は、第4条の規定により資格証明書を交付した世帯主とする。

(保険給付の一時差止め)

第13条 市長は、保険給付の一時差止めを行う場合は、あらかじめ、伊勢原市国民健康保険給付差止通知書(第8号様式)により保険給付の一時差止めを行う世帯主に通知するものとする。

2 一時差し止める保険給付の額は、当該世帯主が滞納している保険税額の範囲内とする。

(保険給付の一時差止めの解除)

第14条 市長は、保険給付の一時差止めを行っている世帯主が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該保険給付費の一時差止めを解除するものとする。

(1) 滞納している保険税を完納又はその2分の1以上の額を納付したとき。

(2) 新たに政令第1条に規定する特別の事情が生じたとき。

2 市長は、前条の解除を行う場合は、伊勢原市国民健康保険給付差止解除通知書(第

9号様式)により、保険給付の一時差止めを行っている世帯主にその旨を通知するものとする。

(一時差止めに係る保険給付額からの滞納保険税額の控除に係る通知)

第15条 省令第32条の5に規定する書面は、伊勢原市国民健康保険給付控除通知書(第10号様式)とする。

(世帯合併、世帯分離又は世帯主変更の取扱い)

第16条 資格証明書又は短期被保険者証(以下「資格証明書等」という。)を交付した世帯主が、世帯合併、世帯分離又は世帯主変更をした場合における資格証明書等の取扱いは、次に掲げるところによる。

(1) 世帯合併により資格証明書等を交付した世帯主が新たな世帯の世帯主となった場合は既に交付されている資格証明書等と同一の有効期限(以下「従前の期限」という。)の資格証明書等を新たに交付し、資格証明書等を交付していない世帯主が新たな世帯主となった場合は通常の被保険者証を交付するものとする。

(2) 世帯分離により資格証明書等を交付した世帯主には従前の資格証明書等を交付し、当該世帯分離後新たに世帯主となった者には通常の被保険者証を交付するものとする。

(3) 前2号の規定によるもののほか、世帯主が死亡した等により世帯主に変更が生じた場合には、当該世帯に係る通常の被保険者証を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の世帯合併、世帯分離又は世帯主変更が新たな被保険者証の交付を受けるための形式的なものと認められるときは、従前の期限の資格証明書等と同一の有効期限の資格証明書等を交付するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月4日告示第21号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月18日告示第6号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険被保険者証返還請求予告等通知書

あなたが滞納している次の国民健康保険税について、自主的に納付されるよう再三お願いしてきましたが、いまだに納付されていません。このままの状態が続くと国民健康保険法第9条第3項の規定により国民健康保険被保険者証を返還していただくことになり、返還後は同条第6項の規定により国民健康保険資格証明書を交付することになります。

なお、あなたの世帯に属するすべての被保険者が公の医療給付や条例の規定による医療費助成を受けることができる場合又はあなたが滞納している保険税を納付することができない特別の事情がある場合は、来庁の上、次のとおり届け出てください。

- 1 被保険者証の記号・番号 15-
- 2 滞 納 金 額 別添、滞納金額明細書のとおり
- 3 届 出 期 限 年 月 日 ()
- 4 届 出 場 所 伊勢原市役所 (階 番窓口)
- 5 持 参 す る 書 類 等
 - (1) 被保険者証
 - (2) 印鑑
 - (3) あなたの世帯に属するすべての被保険者が公の医療給付を受けることができる場合は、次のいずれかの書類
 - ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による一般疾病医療費の支給に係る受給者証の写し
 - イ 国民健康保険法施行規則第5条の5に定める医療に関する給付に係る受給者証の写し
 - (4) あなたの世帯に属するすべての被保険者が条例の規定による医療費助成を受けることができる場合は、その助成に係る医療証の写し
 - (5) 保険税を納付することができない特別の事情がある場合は、次に掲げる書類
 - ア 伊勢原市国民健康保険税の納付に係る特別の事情に関する届
 - イ 保険税の納付が困難なことを証する書類
 - (6) 本状

連絡先 伊勢原市役所
電 話 94-4711 内線

伊勢原市国民健康保険税の納付に係る特別の事情に関する届

伊勢原市長 殿

世帯主 住 所
(申請者)

氏 名 印

個人番号

電話番号

次の理由により国民健康保険税の納付が困難なので、関係書類を添えて届け出ます。

被保険者証の記号・番号		1 5 -
世帯主	住 所	伊勢原市
	氏 名	
納付が困難な理由（具体的に）		
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
納付できない期間		年 月 日 ~ 年 月 日
納付できない国民健康保険税額		円

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険被保険者証返還請求書

あなたが滞納している次の国民健康保険税について、自主的に納付されるよう再三お願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

つきましては、国民健康保険法第9条第3項の規定により、国民健康保険被保険者証を次の期限までに返還してください。返還後又は被保険者証の有効期限が過ぎた場合には、同条第6項の規定により、国民健康保険資格証明書を交付します。

なお、あなたの世帯に属するすべての被保険者が公の医療給付や条例の規定による医療費助成を受けることができる場合又はあなたが滞納している保険税を納付することができない特別の事情がある場合は、次の期限までに来庁の上、次のとおり届け出てください。

- 1 被保険者証の記号・番号 1 5 -
- 2 滞 納 金 額 別添、滞納金額明細書のとおり
- 3 届 出 期 限 年 月 日 ()
- 4 届 出 場 所 伊勢原市役所 (階 番窓口)
- 5 持 参 す る 書 類 等
 - (1) 被保険者証
 - (2) 印鑑
 - (3) あなたの世帯に属するすべての被保険者が公の医療給付による医療等を受けることができる場合は、次のいずれかの書類
 - ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による一般疾病医療費の支給に係る受給者証の写し
 - イ 国民健康保険法施行規則第5条の5に定める医療に関する給付に係る受給者証の写し
 - (4) あなたの世帯に属するすべての被保険者が条例の規定による医療費助成を受けることができる場合は、その助成に係る医療証の写し
 - (5) 保険税を納付することができない特別の事情がある場合は、次に掲げる書類
 - ア 伊勢原市国民健康保険税の納付に係る特別の事情に関する届
 - イ 保険税の納付が困難なことを証する書類
 - (6) 本状

備考

- 1 期日までに返還しない場合は、過料が課せられることとなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。そして、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかの場合には、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起こすことができます。
 - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先 伊勢原市役所
電話 94-4711 内線

年 月 日

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険被保険者証返還請求取消通知書

年 月 日付けで返還請求した国民健康保険被保険者証について、次のとおり返還請求を取り消しましたので通知します。

被保険者証の記号・番号	1 5 -
取	1 滞納している国民健康保険税が完納されたため。 ・課税額 円 ・納付額 円 ・納付年月日 年 月 日
消	2 滞納している保険税の2分の1以上の額の納付があったため。 ・課税額 円 ・納付額 円 ・納付年月日 年 月 日
理	3 災害その他政令で定める特別の事情が発生したため。 ・政令第1条第 号に該当 4 その他 ----- ----- -----

連絡先 伊勢原市役所
電話 94-4711

伊勢原市公費負担医療等受給者届

伊勢原市長 殿

世帯主 住所 _____

氏名 _____

電話 () _____

次のとおり、公の医療給付又は条例の規定による医療費助成を受けている者について届け出ます。

被保険者証の記号・番号	15-
受給者氏名	
受給者住所	
受給している医療の名称	
受給者番号	
受給資格取得年月日	年 月 日
被保険者資格証明書の交付年月日	年 月 日
(注) 1 被保険者資格証明書の交付を受けていない場合は、被保険者資格証明書欄の交付年月日の記入の必要はありません。 2 この届けの提出の際には、受給者証の写しを添付してください。 3 公の医療給付又は条例の規定による医療費助成を受けている場合に記入してください。	

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書

あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう再三お願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

このため、国民健康保険法第9条第6項の規定により、国民健康保険被保険者証に代えて国民健康保険資格証明書を交付します。

- 1 被保険者証の記号・番号 1 5 -
- 2 滞 納 金 額 別添、滞納金額明細書のとおり

備考 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。そして、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかの場合には、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起すことができます。

- ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先 伊勢原市役所
電話 94-4711 内線

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書

あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう再三お願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

また、年 月 日付け通知で国民健康保険被保険者証を 年 月 日までに返還するよう求めていましたが、いまだ返還されていません。

この返還されない国民健康保険被保険者証の有効期限（ 年 月 日）が過ぎたため、国民健康保険法第9条第6項の規定及び同法施行規則第5条の7第2項の規定により、国民健康保険被保険者証が返還されたものとみなし、国民健康保険被保険者証に代えて国民健康保険資格証明書を交付します。

- 1 被保険者証の記号・番号 15-
- 2 滞 納 金 額 別添、滞納金額明細書のとおり

備考 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。そして、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかの場合には、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起すことができます。

- ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先 伊勢原市役所
電 話 94-4711 内線

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険保険給付差止通知書

あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう再三お願いしてきましたが、いまだに納付されていませんので、国民健康保険法第63条の2の規定により、年 月 日に申請のありました伊勢原市国民健康保険保険給付の支払いについて、その全部・一部を差し止めます。

なお、何らかの事情で国民健康保険税を納付することができない場合、公の医療給付又は条例の規定による医療費助成を受けることのできる被保険者がいる場合は、年 月 日（ ）までに来庁の上、書面で届け出てください。

1 差止めに係る保険給付

種 類	保 険 給 付 額	左のうち、差止め額	備 考

2 滞納している国民健康保険税 別添、滞納金額明細書のとおり

備考 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。そして、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかの場合には、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起すことができます。

- ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先 伊勢原市役所
電話 94-4711 内線

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険保険給付差止解除通知書

次のとおり、国民健康保険保険給付の差止めを解除しましたので、通知します。

1 差止めを解除する保険給付

種 類	保 険 給 付 額	左のうち、差止め額	備 考

2 解除の理由

(1) 滞納している国民健康保険税が完納されたため。

- ・ 納 付 額 円
- ・ 納付年月日 年 月 日

(2) 災害その他政令で定める特別の事情が発生したため。

- ・ 政令第1条第 号に該当

3 その他

連絡先 伊勢原市役所
電話 94-4711 内線

様

伊勢原市長

印

伊勢原市国民健康保険保険給付控除通知書

あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう再三お願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、年 月 日に差し止めた国民健康保険保険給付額から滞納国民健康保険税額を次のとおり控除します。

1 差し止めに係る保険給付と控除する滞納額

種 類	保 険 給 付 額	左のうち、差し止め額	控除する滞納額（納期限）

2 滞納している国民健康保険税 別添、滞納金額明細書のとおり

備考 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。そして、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかの場には、審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起すことができます。

- ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先 伊勢原市役所
電話 94-4711 内線